

報告第10号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月28日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方 北本市宮内5丁目115番地1アトレ北本212
浅井義人

2 事故の概要

平成24年9月30日（日）午後11時頃、北本市宮内5丁目136番地1地内の民間駐車場において、市が管理している照明灯の柱が強風により倒れ、駐車場内に駐車してあった相手方の車両を破損させたもの

3 損害賠償の額 金207,669円

平成24年11月1日

北本市長 石津賢治

事故概要説明書

| | |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 平成24年9月30日（日）午後11時頃 |
| 事故発生場所 | 北本市宮内5丁目136番地1 |
| 当事者（甲） | 北本市本町1丁目111番地 北本市 北本市長 石津賢治 |
| 当事者（乙） | 北本市宮内5丁目115番地1アトレ北本212 浅井義人 |
| 事故の概要 | 上記の日時、場所において、市が管理している照明灯の柱が強風により倒れ、駐車場内に駐車してあった相手方の車両を破損させたもの |
| 示談内容 | 1 甲は、本件事故に係る乙車両の修理費207,669円の全額を乙に支払うものとする。 2 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないこととする。 |

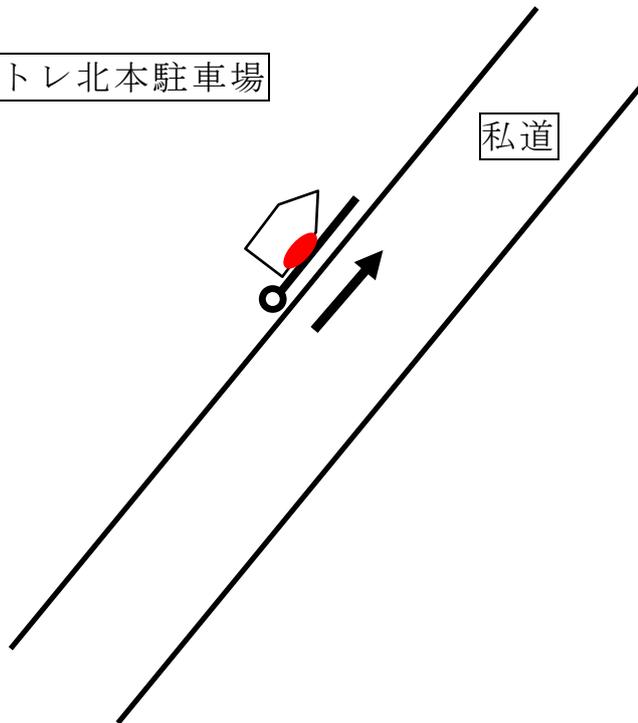
事故発生場所

北本市宮内5丁目136番地1



アトレ北本駐車場

私道



凡例

| | |
|--------|--|
| 相手方車両 | |
| 接触位置 | |
| 転倒した街灯 | |
| 転倒方向 | |